

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 規 則

○長崎県組織規則の一部を改正する規則

所管課(室)名  
新行政推進室

## 規 則

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第18号の3

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。			(内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。		
内部組織	課室等	係及び班	内部組織	課室等	係及び班
企画部	略		企画部	略	
	デジタル戦略課			次世代情報化推進室	
総務部	略		総務部	略	
	職員厚生課	健康管理班 厚生班 福利班 給付班		職員厚生課	健康管理班 厚生班 福利・給付班
	略			略	
	スマート県庁推進課	略		情報システム課	略
略	略		略		
文化観光国際部			文化観光国際部	文化振興課	総務企画班 文化施設振興班 歴史文化 文化交流班 地域文化推進班
	文化振興・世界遺産課	総務・予算班 文化企画班 歴史文化 班 地域文化班 世界遺産班 国民文化祭班		世界遺産課	
	観光振興課	観光まちづくり班 観光産業振興班 国内振興班		観光振興課	企画マーケティング班 観光まちづくり班 観光産業振興班 国内振興班
	略			略	
略			略		
福祉保健部	略		福祉保健部	略	

	医療政策課	地域医療班 医事・医療相談班 <u>がん対策班</u>
	感染症対策室	<u>感染症対策班</u>
	略	
	国保・健康増進課	医療保険班 <u>医療費適正化推進班</u> 健康づくり班 疾病対策班
	略	
こども政策局	こども未来課	総務・予算班 少子化対策班 <u>幼児教育・保育支援班</u> <u>地域子育て推進班</u>
	こども家庭課	こども・女性支援班 <u>家庭福祉・母子保健班</u> <u>給付班</u>
産業労働部	略	
	新産業創造課	DX・新産業支援班 <u>スタートアップ推進班</u> <u>科学技術振興班</u> <u>エネルギー産業振興班</u>
	略	
略		

2及び3 略

(企画部各課室等)

第9条 企画部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

デジタル戦略課

デジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

スマート県庁推進課

(1)～(4) 略

略

(文化観光国際部各課)

第10条の3 文化観光国際部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化振興・世界遺産課

(1) 文化振興及び世界遺産に係る施策の企画、立案、推進及び総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(2) 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館及びシーサイドホール・アルカスさせぼに関すること。

(3) 県民の文化芸術活動の推進に関すること。

(4) 世界遺産に関すること。

(5) 部の人事及び組織に関すること。

(6) 部内各課の予算の事務に関すること。

(7) 部内各課の連絡調整に関すること。

(8) 部内他課の所管に属しないこと。

略

(県民生活環境部各課室)

	医療政策課	地域医療班 医事・医療相談班 <u>感染症・がん対策班</u>
	略	
	国保・健康増進課	医療保険班 <u>保健指導班</u> 健康づくり班 疾病対策班
	略	
こども政策局	こども未来課	総務・予算班 少子化対策班 <u>幼児教育・子育て支援班</u>
	こども家庭課	こども支援班 <u>家庭福祉班</u> <u>母子保健班</u>
産業労働部	略	
	新産業創造課	DX・新産業支援班 <u>スタートアップ推進班</u> <u>科学技術振興班</u> <u>海洋・環境産業班</u>
	略	
略		

2及び3 略

(企画部各課室等)

第9条 企画部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

次世代情報化推進室

次世代情報化に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

情報システム課

(1)～(4) 略

略

(文化観光国際部各課)

第10条の3 文化観光国際部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化振興課

(1) 文化振興に係る施策の企画、立案、推進及び総合調整に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(2) 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館及びシーサイドホール・アルカスさせぼに関すること。

(3) 県民の文化芸術活動の推進に関すること。

(4) 部の人事及び組織に関すること。

(5) 部内各課の予算の事務に関すること。

(6) 部内各課の連絡調整に関すること。

(7) 部内他課の所管に属しないこと。

世界遺産課

世界遺産に関すること。

略

(県民生活環境部各課室)

第11条 県民生活環境部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

統計課

(1)～(4) 略

(5) 毎月勤労統計調査に関すること。

(6)～(10) 略

(11) 統計利活用の支援に関すること。

(12)及び(13) 略

略

水環境対策課

(1) 水資源関係施策の総合調整に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(2)～(11) 略

略

（福祉保健部各課室）

第12条 福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

医療政策課

(1)及び(2) 略

(3)～(8) 略

感染症対策室

結核及び感染症対策に関すること。

略

（産業労働部各課）

第14条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

略

企業振興課

(1) 電源立地地域対策に関すること。

(2)～(11) 略

新産業創造課

(1)～(16) 略

(17) 電力事業に関すること。

略

（土木部各課室）

第18条 土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新幹線事業対策室

(1)及び(2) 略

(3) 略

略

（内部組織）

第28条 振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
長崎振興局	建設部	略	
		都市計画課	計画・建設班 幹線道路班
		略	
県央振興局	保健部	略	
		衛生環境課	食品業務班 監視指導班 環境保全班 検査班

第11条 県民生活環境部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

統計課

(1)～(4) 略

(5) 勤労統計調査に関すること。

(6)～(10) 略

(11)及び(12) 略

略

水環境対策課

(1) 水資源の調査研究及び需給計画の総合調整に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(2)～(11) 略

略

（福祉保健部各課室）

第12条 福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

医療政策課

(1)及び(2) 略

(3) 結核及び感染症対策に関すること。

(4)～(9) 略

略

（産業労働部各課）

第14条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

略

企業振興課

(1) 電力事業及び電源立地地域対策に関すること。

(2)～(11) 略

新産業創造課

(1)～(16) 略

略

（土木部各課室）

第18条 土木部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新幹線事業対策室

(1)及び(2) 略

(3) 用地取得支援業務に関すること。

(4) 略

略

（内部組織）

第28条 振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
長崎振興局	建設部	略	
		都市計画課	計画・建設班 鉄道高架班
		略	
県央振興局	保健部	略	
		衛生課	食品業務班 監視指導班
		環境課	環境保全班 検査班

		略
	略	
島原振興局	略	
	建設部	略
		用地課
	略	
県北振興局	略	
	建設部	略
		港湾漁港第二課
	略	
五島振興局	略	
	農林水産部	略
		林務課
	略	
	略	
略		

		略
	略	
島原振興局	略	
	建設部	略
		用地課
	略	
県北振興局	略	
	建設部	略
		港湾漁港第二課
	略	
五島振興局	略	
	農林水産部	略
		林務課
	略	
	略	
略		

2～7 略

(分掌事務)

第29条 振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
長崎振興局	管理部	総務課	1～7 略  8～10 略
		略	
	建設部	略	
		都市計画課	1～7 略 8 長崎南北幹線道路事業に関すること。
県央振興局	管理部	総務課	1～7 略  8 略  9～12 略 13 特定非営利活動法人に関すること。 14～17 略
		略	
	保健部	略	

2～7 略

(分掌事務)

第29条 振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
長崎振興局	管理部	総務課	1～7 略 8 駐留軍の事故による補償に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。) 9～11 略
		略	
	建設部	略	
		都市計画課	1～7 略
県央振興局	管理部	総務課	1～7 略 8 駐留軍の事故による補償に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。) 9 略 10 旅券に関すること。 11～14 略 15 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に関すること。 16～19 略
		略	
	保健部	略	
	衛生課	1 理容業、美容業、旅館業、興行場営業、浴場業及びクリーニング業に関すること。 2 生活衛生関係の営業の運営の適正化及び振興に関すること。 3 特定建築物の衛生的環境の確保に関すること。 4 薬事及び薬剤師に関すること。 5 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること。 6 毒物劇物に関すること。	

							<ul style="list-style-type: none"> <li>7 血液事業に関する<u>こと。</u></li> <li>8 水道に関する<u>こと。</u></li> <li>9 温泉に関する<u>こと。</u></li> <li>10 食品衛生及び食中毒に関する<u>こと。</u></li> <li>11 製菓衛生師に関する<u>こと。</u></li> <li>12 化製場等に関する<u>こと。</u></li> <li>13 と畜場及びと畜の検査に関する<u>こと。</u></li> <li>14 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する<u>こと。</u></li> <li>15 狂犬病予防に関する<u>こと。</u></li> <li>16 動物の愛護及び管理に関する<u>こと。</u></li> </ul>
						環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全の普及、啓発及び環境教育に関する<u>こと。</u></li> <li>2 大気及び水質の保全に関する<u>こと。</u></li> <li>3 公害等の苦情に関する<u>こと。</u></li> <li>4 廃棄物の適正処理に関する<u>こと。</u></li> <li>5 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する<u>こと。</u></li> <li>6 浄化槽に係る届出、登録等に関する<u>こと。</u></li> <li>7 衛生試験及び分析に関する<u>こと。</u></li> <li>8 細菌検査等に関する<u>こと。</u></li> </ul>
		衛生環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 理容業、美容業、旅館業、興行場営業、浴場業及びクリーニング業に関する<u>こと。</u></li> <li>2 生活衛生関係の営業の運営の適正化及び振興に関する<u>こと。</u></li> <li>3 特定建築物の衛生的環境の確保に関する<u>こと。</u></li> <li>4 薬事及び薬剤師に関する<u>こと。</u></li> <li>5 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関する<u>こと。</u></li> <li>6 毒物劇物に関する<u>こと。</u></li> <li>7 血液事業に関する<u>こと。</u></li> <li>8 水道に関する<u>こと。</u></li> <li>9 温泉に関する<u>こと。</u></li> <li>10 食品衛生及び食中毒に関する<u>こと。</u></li> <li>11 製菓衛生師に関する<u>こと。</u></li> <li>12 化製場等に関する<u>こと。</u></li> <li>13 と畜場及びと畜の検査に関する<u>こと。</u></li> <li>14 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する<u>こと。</u></li> <li>15 狂犬病予防に関する<u>こと。</u></li> <li>16 動物の愛護及び管理に関する<u>こと。</u></li> <li>17 環境保全の普及、啓発及び環境教育に関する<u>こと。</u></li> <li>18 大気及び水質の保全に関する<u>こと。</u></li> <li>19 公害等の苦情に関する<u>こと。</u></li> <li>20 廃棄物の適正処理に関する<u>こと。</u></li> <li>21 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する<u>こと。</u></li> <li>22 浄化槽に係る届出、登録等に関する<u>こと。</u></li> <li>23 衛生試験及び分析に関する<u>こと。</u></li> <li>24 細菌検査等に関する<u>こと。</u></li> </ul>				
		略				略	
	略					略	
鳥原振興局	管理部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～17 略</li> <li>18 特定非営利活動法人に関する<u>こと。</u></li> <li>19～24 略</li> </ul>			鳥原振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～17 略</li> <li>18 特定非営利活動促進法に関する<u>こと。</u></li> <li>19～24 略</li> </ul>

略			
略			
県北振興局	管理部	総務課	1～6 略 7～19 略
		企画振興課	1～8 略 9 特定非営利活動法人に関する こと。
	略		
略			
建設部	略		
	西九州道推進室	1	西九州自動車道整備に係る関係機関等との事業調整に関する こと。 2 略
	略		
田平土木維持管理事務所	1～6 略 7 道路、河川、港湾、漁港、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸等の施設（以下この項において「道路等」という。）の維持、修繕及び管理に関する こと。 8～11 略		
	略		
五島振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動法人に関する こと。 17～21 略
		略	
略			
杵岐振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動法人に関する こと。 17～21 略
		略	
略			
対馬振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動法人に関する こと。 17～21 略
		略	
略			

(内部組織)

第33条 福祉事務所等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び局	課及び室	係及び班
略			
県央保健所		略	
		衛生環境課	食品薬務班 監視指導班 環境保全班 検査班
		略	
略			
佐世保子ども・女性・障害者支援センター		略	
		略	

略			
略			
県北振興局	管理部	総務課	1～6 略 7 駐留軍の事故による補償に関する こと（他課（室）の所管に属する ものを除く。）。 8～20 略
		企画振興課	1～8 略 9 特定非営利活動促進法に関する こと。
	略		
略			
建設部	略		
	西九州道推進室	1	西九州自動車道のうち松浦佐々道路の整備に係る国土交通省長崎河川国道事務所から委託を受けて行う用地買収に関する こと。 2 略
	略		
田平土木維持管理事務所	1～6 略 7 道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸等の施設（以下この項において「道路等」という。）の維持、修繕及び管理に関する こと。 8～11 略		
	略		
五島振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動促進法に関する こと。 17～21 略
		略	
略			
杵岐振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動促進法に関する こと。 17～21 略
		略	
略			
対馬振興局	管理部	総務課	1～15 略 16 特定非営利活動促進法に関する こと。 17～21 略
		略	
略			

(内部組織)

第33条 福祉事務所等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び局	課及び室	係及び班
略			
県央保健所		略	
		衛生課	食品薬務班 監視指導班
		環境課	環境保全班 検査班
		略	
略			
佐世保子ども・女性・障害者支援センター		略	
		保護判定課	判定班 子ども保護班

		保護判定・障害者支援課	判定・障害者支援班 こども保護班
略			

(分掌事務)

第34条 福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
略		
西彼保健所 県央保健所 県南保健所 県北保健所	略	略
	衛生環境課	
	略	
	略	
略		
こども・女性・障害者支援センター (この条において長崎こども・女性・障害者支援センターを「長崎センター」、佐世保こども・女性・障害者支援センターを「佐世保センター」という。)	略	1～14 略
	障害者支援部(佐世保センターは、「保護判定・障害者支援課」)	1～21 略 (第8号から第10号まで及び第14号から第21号までは、長崎センターに限る。)
略		

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
略	
政策監(デジタル戦略担当)	関係職員を指揮監督して特に重要なデジタル戦略に係る事務を掌理する。
略	
参事監(まちづくり推進担当)	略
参事監(国際戦略担当)	関係職員を指揮監督して重要な国際戦略の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。
参事監(政策調整担当)	関係職員を指揮監督して重要な政策の総合調整に係る事務を掌理する。
略	
略	

		障害者支援課
略		

(分掌事務)

第34条 福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
略		
西彼保健所 県央保健所 県南保健所 県北保健所	略	略
	衛生課(県央保健所に限る。)	
	環境課(県央保健所に限る。)	
	衛生環境課(県央保健所を除く。)	
略		
こども・女性・障害者支援センター (この条において長崎こども・女性・障害者支援センターを「長崎センター」、佐世保こども・女性・障害者支援センターを「佐世保センター」という。)	略	1～14 略
	障害者支援部(佐世保センターは、「保護判定課」)	15 知的障害者に関する問題の相談に関すること。 16 18歳以上の知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。 17 18歳以上の知的障害者の療育手帳事務に関すること。 (第15号から第17号までは、佐世保センターに限る。)
	障害者支援部(佐世保センターは、「障害者支援課」)	1～21 略 (第10号から第21号までは、長崎センターに限る。)
略		

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
政策監(国際戦略担当)	関係職員を指揮監督して特に重要な国際戦略の推進に係る事務及び、その推進を図るために必要な関係部局の施策の総合調整を掌理する。
略	
政策監(次世代情報化推進担当)	関係職員を指揮監督して特に重要な次世代情報政策に係る事務を掌理する。
略	
参事監(まちづくり推進担当)	略
略	
参事監(大学連携推進担当)	関係職員を指揮監督して重要な産業政策に係る大学連携推進に関する事務を掌理する。
略	

<p>3～6 略 (次長等) 第53条 前2条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>検査指導幹</td><td>略</td></tr> <tr><td>工事指導幹</td><td>工事の監督に関する業務又は工事間の各種調整に関する業務を処理し、必要があるときは、その業務の範囲内で上司を補佐し、関係職員を指揮監督する。</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>2及び3 略</p>	略		検査指導幹	略	工事指導幹	工事の監督に関する業務又は工事間の各種調整に関する業務を処理し、必要があるときは、その業務の範囲内で上司を補佐し、関係職員を指揮監督する。	略		<p>3～6 略 (次長等) 第53条 前2条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>検査指導監</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>2及び3 略</p>	略		検査指導監	略	略	
略															
検査指導幹	略														
工事指導幹	工事の監督に関する業務又は工事間の各種調整に関する業務を処理し、必要があるときは、その業務の範囲内で上司を補佐し、関係職員を指揮監督する。														
略															
略															
検査指導監	略														
略															

発行者  
長崎県尾上町三番一号

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる組織の組織上の職を命じられている者又は当該組織に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織の組織上の職に命じられ、又は当該組織に勤務を命じられたものとする。

電話代表(八二四)一一一四

左 欄	右 欄
企画部 次世代情報化推進室 参事	企画部 デジタル戦略課 参事
企画部 次世代情報化推進室 係長	企画部 デジタル戦略課 係長
総務部 情報システム課 企画監	総務部 スマート県庁推進課 企画監
総務部 情報システム課 総括課長補佐	総務部 スマート県庁推進課 総括課長補佐
総務部 情報システム課 電子県庁推進班 係長	総務部 スマート県庁推進課 電子県庁推進班 係長
総務部 情報システム課 情報基盤班 課長補佐	総務部 スマート県庁推進課 情報基盤班 課長補佐
総務部 情報システム課 給与業務班 係長	総務部 スマート県庁推進課 給与業務班 係長
福祉保健部 国保・健康増進課 保健指導班 係長	福祉保健部 国保・健康増進課 医療費適正化推進班 係長
福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定課 課長	福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定・障害者支援課 課長
福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定課 判定班 係長	福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定・障害者支援課 判定・障害者支援班 係長
福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定課 こども保護班 専門幹	福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定・障害者支援課 こども保護班 専門幹
福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定課 こども保護班 係長	福祉保健部 佐世保こども・女性・障害者支援センター 保護判定・障害者支援課 こども保護班 係長
産業労働部 新産業創造課 海洋・環境産業班 課長補佐	産業労働部 新産業創造課 エネルギー産業振興班 課長補佐
産業労働部 新産業創造課 海洋・環境産業班 係長	産業労働部 新産業創造課 エネルギー産業振興班 係長
県央振興局 保健部 衛生課 食品業務班 専門幹	県央振興局 保健部 衛生環境課 食品業務班 専門幹
県央振興局 保健部 衛生課 食品業務班 係長	県央振興局 保健部 衛生環境課 食品業務班 係長
県央振興局 保健部 衛生課 監視指導班 専門幹	県央振興局 保健部 衛生環境課 監視指導班 専門幹
県央振興局 保健部 環境課 環境保全班 専門幹	県央振興局 保健部 衛生環境課 環境保全班 専門幹
県央振興局 保健部 環境課 環境保全班 係長	県央振興局 保健部 衛生環境課 環境保全班 係長
県北振興局 建設部 港湾漁港第二課 港湾漁港第一班 専門幹	県北振興局 建設部 港湾漁港第二課 港湾漁港班 専門幹
五島振興局 農林水産部 林務課 林道班 専門幹	五島振興局 農林水産部 林務課 森林土木班 専門幹
企画部 次世代情報化推進室	企画部 デジタル戦略課
総務部 情報システム課	総務部 スマート県庁推進課

印刷所  
長崎県弥生町八番三十号

株式会社  
永泰印刷所